

チェックシート 【①お子様がお生まれのとき】

区役所の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。

他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いしま

1F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	出生届 生まれた日を含む14日以内 ■父母の本籍地、届出人の住所地、届出人の所在地又は出生地の市区町村へ届けてください。	父又は母	・届出書（出生証明書） ・母子健康手帳（時間外に宿直窓口で届出られる場合は、後日開庁時間内に持参してください。）	5	戸籍住民担当	オレンジ
	国民健康保険 （国民健康保険にご加入の方） 生まれてから14日以内 ■出産育児一時金は、原則として出産前に出産する病院等での手続になります。 ■出産育児一時金のお問い合わせは「国保・後期医療給付事務センター」へ（お問合せ先：075-606-8929） ■出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎は6カ月）の保険料の一部が減額されます。（令和6年1月分～）詳しくは担当課へお問い合わせください。	世帯主 又は家族	・国民健康保険被保険者証又は資格確認書 ・母子健康手帳 ・届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）	10 11	保険年金担当	ピンク
	国民年金（1号のみ） ■出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。詳しくは担当課へお問い合わせください。	本人 又は家族	・年金手帳 ・母子健康手帳	11		

2F

チェック	届の種類	誰が	必要なもの	窓口番号	課	窓口の色
	特別児童扶養手当	父又は母	申請される場合はご相談ください。 ■資格、所得制限等一定の要件があります。	50	障害福祉課	
	児童手当 生まれてから15日以内 ■生計中心者（所得の高い）である父又は母が請求者となります ■所得制限等一定の要件があります。 ■請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられないのでご注意ください。	父母 又は代理人	・個人番号確認書類（請求者分） ・請求者の金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ・請求者の健康保険被保険者証等（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。） ■請求者が公務員の場合は、勤務先でお手続きください。ただし例外あり（勤務先でお尋ねください。）			
	子ども医療 出生後速やかに	父母 又は代理人	・子どもの健康保険被保険者証（申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます。）			
	保育所	保護者	右記までお問合せください。	51		
	幼児教育・保育の無償化	保護者	右記までお問合せください。	52		
	児童扶養手当 ■申請される場合は、事前に相談してください。資格、所得制限等の一定の要件があります。	ひとり親 家庭 父又は母	・個人番号確認書類 ・戸籍謄本等 ・年金手帳 ・金融機関口座番号（普通預金）の分かるもの ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	ひとり親家庭等医療 ■資格、所得制限等一定の要件があります。	ひとり親 家庭の 父又は母	・健康保険被保険者証 ・戸籍謄本等 ■世帯の状況により、他に必要な書類があります。			
	未熟児養育医療	保護者	右記までお問合せください。			
	出生通知書 出生後速やかに	保護者	母子健康手帳に添付されている出生通知書（ハガキ）を郵送又は持参してください。			
	母子健康手帳の交付 妊娠したとき	本人又は 夫、代理人	・妊娠届出書 ・窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・パスポート等） ・個人番号確認書類	53		
	出産・子育て応援事業	—	右記までお問合せください。			

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

* 京都市子ども家庭支援課分室TEL251-1123（同分室のみ郵送可）

〒604-8171中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階